

新宿区教育委員会会議録

令和6年第12回定例会

令和6年12月3日

新宿区教育委員会

令和6年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和6年12月3日(火)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時46分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	年 綱 和 代
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美規子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	坂 元 竜 二	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
統 括 指 導 主 事	池 田 知	統 括 指 導 主 事	北 中 啓 勝
学 校 運 営 課 長	内 野 桂 子	教 育 支 援 課 長	関 本 ますみ
統 括 指 導 主 事	辻 慎 二		

書記

教 育 調 整 課 査 古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 大 原 颯 人
---------------------	---------------------

議事日程

議 案

- 日程第1 第39号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第2 第40号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第3 第41号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 第42号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 第43号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 第44号議案 令和6年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について
- 日程第7 第45号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第8 第46号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第9 第47号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第11号）（案）に関する意見について

報 告

- 1 新宿区立図書館電子書籍貸出サービスの開始について（中央図書館長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和6年新宿区教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の会議は、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 承知しました。

◎ 第39号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第40号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第41号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 第42号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第43号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第44号議案 令和6年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について

◎ 第45号議案 新宿区教育委員会の権限委譲に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第46号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第47号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算(第11号)（案）に関する意見について

◆ 報告1 新宿区立図書館電子書籍貸出サービスの開始について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第39号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第40号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第41号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第4 第42号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第43号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉

手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第44号議案 令和6年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」、「日程第7 第45号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第8 第46号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第9 第47号議案 令和6年度新宿区一般会計補正予算（第11号）（案）に関する意見について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第39号議案から日程第5 第43号議案、及び日程第7 第45号議案について、一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第8 第46号議案と議案に関連する報告1について説明を受け、審議を行います。

次に、日程第6 第44号議案について説明を受け、審議を行います。

最後に、日程第9 第47号議案について説明を受け、審議を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。

第47号議案は、令和6年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがあり、また、第44号議案は、予算案の内容に関連する議案であるため、両議案を非公開による審議としたいと思います。

第44号議案及び第47号議案を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第44号議案及び第47号議案は、非公開により審議するものとします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、はじめに、第39号議案から第43号議案まで、及び第45号議案の説明を、教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、この後、説明に入る前に、個々の議案説明ですが、今回の議案のうち、第39号議案から第44号議案につきましては、令和6年度の特別区人事委員会の勧告を受けての改正になりますので、はじめに勧告について御説明したいと思います。

まず、公務員の給与改定の仕組みについてですが、公務員は労働基本権が制限されていることから、その代替措置といたしまして、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的に、給与勧告制度が実施されております。この給与勧告については、地方公共団体の区域内の民間事業者の給与水準と均衡することを基本に、各地方公共団体に設置された

人事委員会が行うこととなっており、23区の場合は特別区人事委員会がこの勧告を行っているものです。その勧告を受けまして、地方公共団体は内容に基づいて職員の給与を条例で定め決定をしているもので、教育委員会事務局におります事務局職員などにつきましては、区長が条例を改正し、区立の小・中学校の教員など、いわゆる県費負担職員については東京都が条例改正を行っております。そして、区立幼稚園の教員につきましては、新宿区教育委員会から区長に申出を行い、条例を改正する、このような運びになっているものでございます。

次に、今回の人事委員会の勧告内容の主なものにつきまして御説明いたします。

まず、1点目は、月例給の引上げです。公民比較の結果、職員の月例給が民間の月例給を1万1,029円下回っていたため、給料表の改定を行うものです。国及び民間における動向等を踏まえ、公民の均衡を図るため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で月例給の引上げを行うものです。

2点目は、特別給の引上げです。こちらも公民比較の結果、職員の特別給が民間の特別給を0.22月下回っていたことから、公民の均衡を図るため、今回、0.2月の引上げを行わせていただくものでございます。

3点目は、扶養手当の見直しです。国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間における支給状況の変化及び職員の支給実態等を勘案し、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方に係る手当を廃止し、これにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げるものでございます。

人事委員会の勧告の概要については、以上となります。

それでは、続きまして個々の議案について御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

初めに、「第39号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

本議案は、新宿区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育委員の月額報酬の改定を行うものでございます。

特別職報酬等審議会は、条例に基づいた審議会であり、区長や副区長、教育長、教育委員といった特別職の報酬や給料について、条例の改正を提案する前に区長が諮問し、審議会の答申を受けることとなっております。

今回の答申では、教育委員の報酬について、人事委員会の勧告と同様の引上げが妥当との答申をいただいております、それを踏まえた今回の改定となっております。

それでは、第39号議案の新旧対照表を御覧ください。

報酬について規定しております第2条につきまして、第1号で教育長職務代理者である委員の報酬を月額26万3,000円から27万1,000円に8,000円の増、第2号でその他の委員の報酬を月額24万8,000円から25万5,000円に7,000円の増と、それぞれ引き上げるものでございます。

次に、附則についてです。

施行期日は、令和7年1月1日になります。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第39号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第40号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」です。

本議案は、新宿区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育長の月額給料及び期末手当の支給月数の改定を行うものです。

今回の特別職報酬等審議会の答申では、教育長の月額給料について、平成27年度から施行された教育長制度への移行に伴う教育長の職責の増による引上げを行っていなかったことからこの引上げを行うことと、給料と期末手当について人事委員会の勧告と同様の引上げを行うことが妥当との答申をいただいております、それを踏まえた改定となっております。

それでは、第40号議案の新旧対照表を御覧ください。

本議案は、2条立ての改正となっております。まず、第1条による改正につきましては、給料月額と令和6年度の期末手当の支給月数の改定に関するものです。

給料について規定しております第2条において、教育長の給料の額を80万1,000円から88万7,000円に、8万6,000円の引上げを行います。

また、手当について規定しております第4条第4項において、期末手当を0.2月分引き上げる内容となっております。

次に、2ページを御覧ください。

第2条による改正につきましては、令和7年度以降の期末手当の支給月数に関するものです。

手当について規定している第4条第4項におきまして、先ほど引き上げました期末手当に

ついて、令和7年度以降は6月期と12月期が均等になるよう、配分するというものでございます。

次に、附則についてです。

この条例は、令和7年1月1日から施行いたします。ただし、第1条による改正のうち、期末手当に係る部分等は公布の日から、第2条による改正につきましては、令和7年4月1日から施行いたします。

また、第1条による改正の規定のうち、期末手当に係る部分等は令和6年12月1日から適用すること、改正前の条例により期末手当が支給されている場合、その支給された期末手当は、改正後の条例による期末手当の内払とみなすことを規定しています。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第40号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、「第41号議案 新宿区幼稚園教育職員の給料に関する条例の一部改正について」です。

本議案は、特別区人事委員会の勧告を受けたことに伴い、幼稚園教育職員の給料表並びに期末手当の支給月数及び勤勉手当の支給月数の上限の改定並びに扶養手当に係る改正等所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

本議案も、先ほどの第40号議案と同様に2条立ての改正となっております。まず、第1条による改正は、給料表並びに令和6年度の期末手当の支給月数及び勤勉手当の支給月数の上限の改定に関するものでございます。

期末手当について規定しております第27条について、下線部のとおり期末手当を一般職員は0.1月分、定年前再任用短時間勤務職員は0.05月分引き上げるものです。

なお、この引上げ分について、今年度は全て12月期に反映させるものでございます。

また、勤勉手当について規定しております第30条について、こちらも下線部のとおり令和6年度の勤勉手当の上限を、一般職員は0.1月分、定年前再任用短時間勤務職員は0.05月分引き上げます。

なお、この引上げ分につきましても、今年度は全て12月期に反映させるものでございます。

次に、3ページの第2条による改正についてです。

扶養手当並びに令和7年度以降の期末手当の支給月数及び勤勉手当の支給月数の上限の改定に関するものでございます。

扶養手当について規定しております第11条について、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を扶養手当の対象から削り、子に係る手当額を増額するものでございます。

また、期末手当について規定しております第27条について、先ほどの第1条による改正で引き上げた期末手当について、令和7年度以降は6月期と12月期が均等になるように配分するというものでございます。

勤勉手当について規定しております第30条についても、先ほど引き上げました勤勉手当の上限について、令和7年度以降は6月期と12月期が均等になるように配分するというものでございます。

次に、5ページの附則についてです。

この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、第2条による改正及び附則第6項から第8項までの規定につきましては、令和7年4月1日から施行いたします。

また、第1条による改正のうち、給料表の改正は令和6年4月1日から、令和6年度の期末手当及び勤勉手当に係る規定については、令和6年12月1日から適用すること、改正前の条例により給与が支給されている場合、その支給された給与は改正後の条例による給与の内払とみなすこと等を規定しております。

また、6ページに記載がございます第6項から第8項におきまして、扶養手当に関する特例措置について規定しており、子に係る手当は、現行9,000円から令和7年度に9,500円、令和8年度に1万円、令和9年度に1万500円と増額し、配偶者等については、現行6,000円から4,000円、2,000円、廃止と、年度を追ってしていくものでございます。

最後に、別紙といたしまして、新旧の給料表を添付しております。改正後の給料月額と現在の給料月額が記載されているものとなっております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第41条号議案の提案理由です。

特別区人事委員会の勧告を受けたことに伴い、新宿区幼稚園教育職員の給与を改定することから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、「第42号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

本議案は、新宿区幼稚園教育職員の給与改定に伴い、幼稚園教育職員が昇格した場合における昇格後の号給を定めた昇格時対応号給表を改正する等、所要の改正を行うものです。

それでは、議案の新旧対照表の次におつけしております、昇格時対応号給表を御覧ください。

1 級から 2 級、2 級から 3 級、あるいは 3 級から 4 級といった昇格がなされた場合に適用される号給が示されており、赤字下線の部分が今回の改正部分となっております。

次に、附則についてです。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則は令和 6 年 4 月 1 日から適用いたします。

なお、本議案には特記事項が付されておまして、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する議案が区議会において原案のとおり可決され、かつ特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものといったものになってございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第 42 号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の給与改定に伴い、昇格時対応号給表を改定する等所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第 43 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

本議案は、特別区人事委員会の勧告を受けたことに伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を改定するものでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

本議案も 2 条立ての改正となっております。まず、第 1 条による改正につきましては、令和 6 年度の勤勉手当の支給月数の改定に関するものです。勤勉手当の支給割合を規定しております第 4 条について、勤勉手当の支給月数を一般職員は 0.1 月分、定年前再任用短時間勤務職員は 0.05 月分引上げを行うものでございます。

なお、今年度はこの引上げ分全てを 12 月期に反映させるものです。

次に、2 ページ、第 2 条による改正についてです。こちらは、令和 7 年度以降の勤勉手当の支給月数に関するものです。

第 1 条による改正と同じく第 4 条につきまして、先ほど引き上げました勤勉手当を令和 7 年度以降は 6 月期と 12 月期が均等になるよう配分するというものです。

次に、附則についてです。

この規則は、公布の日から施行いたします。ただし、第 2 条による改正につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行いたします。

また、第 1 条による改正の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用すること、改正前の規則に

より勤勉手当が支給されている場合、その支給された勤勉手当は、改正後の規則による勤勉手当の内払とみなすことを規定しております。

なお、本議案には特記事項が付されておまして、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する議案が区議会において原案のとおり可決され、かつ特別区人事委員会の承認を得たときに成立するといったものになってございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第43号議案の提案理由です。

特別区人事委員会の勧告を受けたことに伴い、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を改定する必要があるためでございます。

続きまして、「第45号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

本議案は、児童手当法の改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

委任事項について定めております第2条第9号につきまして、児童手当法の条文を引用している下線部を記載のとおり改正するものでございます。

次に、附則についてです。

この規則は、公布の日から施行し、経過措置といたしましては、令和6年9月以前の月分の児童手当法に基づく児童手当の認定及び支給に関する事務については、この規則による改正後の第2条（第9号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることを規定しております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第45号議案の提案理由です。

児童手当法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりましたので、これより順次質疑をまいります。

初めに、第39号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑は終了します。

第39号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第39号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第40号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

こちらよろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第40号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第40号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第41号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第41号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第41号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第42号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第42号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第42号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第43号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第43号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第43号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第45号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第45号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第45号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第46号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第46号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

本議案は、電子書籍貸出サービスの導入等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

まず、用語の定義について規定しております第2条につきまして、第1号で図書館資料の中に電子書籍の文言を追加し、その電子書籍の定義を第4号に新設しております。

また、2ページ目になりますが、個人への貸出数等について規定している第8条につきまして、電子書籍の貸出しはホームページ上でできるため、利用者カードの提示が不要である旨を規定しております。

最後に、次のページの別表ですが、電子書籍の項を新設し、貸出数量を2点以内、期間を2週間以内、利用できるものについては、記載の要件に該当するものと規定しております。

また、その他に規定の整備を行っております。

次に、附則についてです。

この規則は、令和7年1月15日から施行いたします。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第46号議案の提案理由です。

電子書籍貸出サービスの導入等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 関連して、報告1の説明をお願いいたします。

○中央図書館長 報告1のペーパーを御用意ください。

新宿区立図書館電子書籍貸出サービスの開始についてでございます。

区立図書館で運用している図書館情報システムの更新に合わせ、下記のとおり電子書籍貸出サービスを開始し、図書館サービスの充実を図るものでございます。

記書きの1つ目、目的でございます。

「区民にやさしい知の拠点」としての機能のさらなる充実を図るため、区立図書館に電子書籍貸出サービス（電子図書館）を開始します。これにより、非来館型のサービスの提供が可能となるとともに、音声読み上げや文字の拡大等により、紙の資料で読書することに問題を抱える方への対応が可能となります。

今回のサービスをきっかけに、今まで区立図書館を利用していない新たな利用者の拡大を図るなど、図書館における区民サービスの向上につなげていくというものでございます。

サービスの開始予定でございますけれども、翌年の1月15日水曜日午前9時、9時というのは開館時間でございます。

3番の利用対象者でございますけれども、(1)の利用対象につきましては、区立図書館に利用登録をしている区内在住、在勤、在学者とさせていただいております。括弧書きでございますけれども、令和4年10月1日以降に新規登録または登録更新手続き済みの利用者とさせていただきます。

貸出数は、同時期に2点までです。

貸出期間は2週間です。貸出期間2週間は、いつでも読書が可能であり、期間満了後は自動的に返却処理が行われるものでございます。

4番目としまして、電子書籍貸出サービスのホームページ上での名称につきましては、「しんじゅく電子図書館」とさせていただきたいと考えてございます。

使い方及び購入予定リストは、別紙資料ということで、別紙のA4横のものを御覧ください。

まず、「しんじゅく電子図書館の使い方」というペーパーがございます。こちらにつきましては、電子書籍貸出サービスのイメージでございますけれども、まず、区立図書館のホームページ上で利用者番号とパスワードを入力していただきまして、電子書籍を検索して予約をしていただきます。それで貸出、要するに読めることになるということでございます。

利用対象者は先ほど申し上げたとおりでございます。令和6年11月現在で購入予定点数は1,250点を想定してございます。電子書籍タイトルは、そのもう一枚の別紙にありますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。

こちらにつきましては、ジャンルがそれぞれ「学習参考書」、「資格習得参考書」、「実用書」、「児童書」、「絵本」、「趣味の本」、「オーディオブック」、「小説」、「雑誌」と書いてございます。それぞれ今現在買おうと思っている代表的なものを記載しているものでございます。このほかにもいろいろなものを見られるようにしていきたいと考えてございます。

こちらの児童書のところの真ん中辺に、「児童向けおはなし読み放題パック」がございますけれども、こちらは3種類のパックを入れようと考えてございます。

まず、幼児から小学校低学年向けの「フレーベル館 おはなしパック」、小学生向けの「国土社 調べ学習パック」、小学校中高学年向けの「講談社 『青い鳥文庫』」シリーズを入れたと考えているものでございます。

すみません、先ほどの「しんじゅく電子図書館の使い方」のペーパーにお戻りください。

電子図書館の使い方でございますけれども、まず、STEP 1 としましては、こちらのよう画面に利用者IDとパスワードを入力していただくことになります。STEP 2 としましては、フリーワードで検索をしたり、ジャンルで探すということを探していただきまして、借りる、予約する、読むという形で、電子書籍を御覧いただくことになってございます。STEP 3 としましては、電子図書館のトップページの右上に「マイページ」がございまして、そこから期日前返却ですとか、返却期限の延長ができる仕組みでございます。

まだまだ細かいところが正式につくられていない部分もございますけれども、イメージとしてはこちらでございます。こういったことで、来年の1月15日にスタートをさせていただきたいと考えているものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

第46号議案と報告1を併せて質疑したいと思います。御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○的場委員 報告1を拝見いたしまして、区立図書館で電子書籍貸出サービスを開始するというのは、区民サービスの向上につながり、非常によい取組だと思います。ただ、利用するには、新規または登録更新手続き済みの方が対象なので、わざわざ手続きをしに来館することが面倒に感じる方もいるのかなと思っているところです。

今後は、その区民サービスを考えますと、いずれはネットで利用者登録ができるようになるのでしょうか、教えてください。

○中央図書館長 今現在、ネットで登録ができるところまでは考えてございませんけれども、将来的にはその本人確認をまずどうするかということがございますので、そういったところも含めて検討は必要かなというふうに考えてございます。

○的場委員 ありがとうございます。

あともう一点なんですけれども、購入リストを見させていただきますと、オーディオブック、非常に需要があるかなと思うのですが、有名な作品はユーチューブなどで無料で視聴できたりもするので、図書館での作品選びが非常に重要になってくると思うんですけれども、その点の作品選びなどはどのようにお考えでしょうか。

○中央図書館長 作品につきましては、図書館司書でこういったものがないんじゃないかという作品は、検討させていただいているものでございます。

ただ、オーディオブックにつきましては、図書館として入れられるものとして、そんなに種類が多くないため、その中から我々で選択をしていきたいと考えているところでございます。

○的場委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○鴨川委員 ありがとうございます。報告1に関して、区民サービスの向上に寄与するということは、的場委員がおっしゃったとおりで、私もそのように思います。

1つ教えていただきたいのですが、電子書籍になると、ほかの方が借りていても同時に何人か借りられるというイメージで考えてもよろしいのでしょうか。この報告1のSTEP2ですと、ほかの方に貸出し中というふうな記載があるものですから、その点を教えていただければと思います。

○中央図書館長 こちらは、イメージとしては紙の本と同じでございまして、こちらのほうで用意しているものについては、その1冊だけになります。ですので、人気がありそうなものにつきましては、数冊用意する方向で考えているところでございます。

○鴨川委員 御説明、ありがとうございました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了とします。

第46号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第46号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

〔傍聴人入室〕

○教育長 以上で、本日の議事を終了します。

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、事務局からの報告ですが、報告１については先ほど終わっています。

報告２のその他ですが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会とします。

ありがとうございました。

午後 ２時４６分閉会